

富山県高等学校PTA連合会 会則

(名称および事務局)

第1条 本会は、富山県高等学校PTA連合会と称し、事務局を富山県教育記念館内におく。

(目的)

第2条 本会は、県内高等学校PTA相互間の連絡をはかり、もって本県高等学校教育の向上に資することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、県内の高等学校PTAによって構成される連合体である。

(会計)

第4条 本会の所要経費は、会費・寄付金その他の収入をもってこれにあてる。会費は、これを生徒数割と学校割とする。

第5条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(役員)

第6条 本会の役員は、次のとおりとする。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 5名
- 3 理事 若干名
- 4 幹事 若干名
- 5 会計監査 2名

ただし副会長は、新川・富山・高岡・砺波の各地区より各1名および富山県高等学校長協会会長とする。

第7条 本会の役員の選出方法は、次のとおりとする。

- 1 会長、副会長、会計監査は役員選考委員会において選出し、総会の承認をうける。役員選考委員は総会で選出する。
- 2 理事、幹事は会長が委嘱する。
- 3 役員の任期は1ヶ年とする。ただし、再選を妨げない。

第8条 役員の職務は、次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を統括するとともに、総会、理事会、幹事会を招集する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、副会長の協議により、その1名が会長の代理をする。
- 3 理事は理事会において、本会の運営に関し、必要な事項を審議決定する。
- 4 幹事は幹事会において、本会の運営について必要な事項を協議立案する。

5 会計監査は、本会の会計を監査し、総会において会計監査の結果を報告する。

(参 与)

第9条 役員以外の各高等学校長は参与とし、本会の運営について相談に与る。

(顧 問)

第10条 本会に顧問をおく。

顧問は会長が委嘱し、各種会合に随時出席して意見をのべることができる。

(事務局職員)

第11条 本会の事務を行うため、事務局を設け所要の職員をおく。

(総 会)

第12条 総会において、次のことを決める。

- 1 決算の承認と予算の議決
- 2 事務報告の承認および事業計画の議決
- 3 会長、副会長、会計監査、理事、幹事の承認
- 4 会則の改正
- 5 その他本会の運営に関する主要事項

第13条 総会は毎年6月に開く。

ただし理事会が必要と認めた時は、会長は臨時総会を招集しなければならない。

第14条 総会は各学校単位P T A 4名の代表者をもって構成し、出席者の過半数で議決承認する。

(委員会)

第15条 本会には、次の常設委員会をおく。

- 1 企画委員会
- 2 教育向上委員会

第16条 委員は理事会において選出し、委員長、副委員長は委員の互選によってきめる。

第17条 必要あるときは、理事会の決議により、特別委員会を設けることができる。

(理事会)

第18条 理事会は会長、副会長、理事で構成し、次のことを審議決定する。

- 1 総会に提出する議案および予算、決算
- 2 総会に提出する年間事業計画
- 3 その他本会運営に関する必要事項

(幹事会)

第19条 幹事会は次のことを協議立案する。

- 1 理事会に提出する議案および予算
- 2 理事会に提出する年間事業
- 3 その他本会運営に関する必要事項

(表 彰)

第20条 本会の振興発展に尽した功績著しい個人に対し、別に定める感謝状贈呈規程により、総会で表彰する。

附 則

この会則昭和62年10月27日より、実施する。

この会則平成27年6月2日より、実施する。